

「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の一部改正について

平成 26 年 11 月 25 日

生命倫理・安全対策室

文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「指針」という。）の一部を改正し、平成 26 年 11 月 25 日に告示及び施行することとしましたので、お知らせします。

1. 趣旨

薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 84 号。以下「薬事法等改正法」という。）が平成 26 年 11 月 25 日に施行されることに伴い、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の法律名の改正等を踏まえ「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」の一部改正を行うもの。

2. 改正内容について

「薬事法等改正法」により、薬事法の法律名の変更、同法における規則対象物として新たに再生医療等製品というカテゴリーの追加等の改正が行われたことを踏まえ、指針中の用語の定義について所要の改正を行う。

3. 参考

文部科学省ホームページ「ライフサイエンスの広場」

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_genom.html